

栗東市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条2項に基づき、自殺対策計画を策定するため、栗東市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、自殺対策計画案の策定に関することとする。

(委員の定数及び選任)

第3条 委員会の定数は、15人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から自殺対策計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の運営については必要な事項は、議長がその都度会議に諮って定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に、その会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初の委員会の会議は、市長が召集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、自殺対策計画案を市長に報告する日をもって、その効力を失う。